

問題行動傾向を持つ生徒への援助の試み

林 マサ子

(公立中学校スクールカウンセラー)

1.はじめに

筆者は1996年から県内のA中学校でSCをしている。当初より「学校のニーズにそって求められるすることをする」という方針で関わって来たが、学校のニーズは多様で幅広い活動が常に求められた。そして、次第に問題傾向を持つ生徒への対応が期待されるようになってきた。8年間のスクールカウンセラー活動の中で筆者自身も経験を通して多くのことを学んだが、その中でも問題行動傾向を持つ生徒に援助する時、チームで取り組むことの重要性を痛感した。ここでは、SC自身がチームの一員として関わっていく視点から、問題傾向を持つ生徒への援助の試みを報告する。

2.問題行動傾向の生徒に関わるようになるまで

筆者はA中学校では、活動初期には問題行動タイプの生徒の相談には保護者面接及び担任へのコンサルテーションという方法で関り、生徒は直接相談室利用はできないという原則を取っていた。理由は、相談室には相談室登校の生徒がいること、怠学を認めず授業を大事にするという学校方針によることが大きかった。しかし、筆者もまた専門家とはいえ、学校現場に精通しておらず、トラブルを極力避けたいということもあった。直接関わらない方法はSC自身が守られる側面もある。この間職員研修では問題行動の意味、心の理解、援助の方法等を取り上げ、共に学んだ。ロールプレイも取り入れ、生徒体験をすることによって生徒の感情を共有する経験も重ねた。保護者面接や担任へのコンサルテーション、専門機関との連携の取り方、情報提供等のアドバイスも効果的で、SCが次第にチームの一員として受け入れられるようになっていった。

3.カウンセリングの事例 一取組みの工夫一

A中学校では問題行動に対してはチームで関るという方法が取られていたこともあり、問題行動の後生徒指導を受け、必要性があればSCがフォローするという役割分担もできて来た。また、担任によつては相談室でSCもまじえて生徒と一緒に話をする方法も取り入れられた。毅然とした生徒指導にカウンセリング的な要素がうまく加わっていくケースの積み重ねがあり、問題行動傾向の生徒に相談室利用が認められるようになった。

相談室を利用するにあたっては、まず生徒に次のようなルールを提示した。

- ・1日のうち1時間だけ利用できる。

- ・担任の許可を取り、予約を取る。
- ・一人で来る。友だちを連れて来てはいけない。
- ・残りの時間は授業を受ける。

これはカウンセリングを受けるための枠作りでもあり、結果的には次のような効果があった。

- ・ルールが守れる生徒しか利用できないので、ただ授業をサボりたいだけの生徒は利用できなかつた。

- ・話を聴いてもらうというモチベーションを持って相談室に来た。
- ・約束が守れるようになった。
- ・生徒が落ち着いてきた。
- ・相談室が教員集団から好意的に見られ、感謝されるようになった。

生徒の話はカウンセリング場面として捉え

- ・話の内容は原則的に守秘義務を守った。
- ・学校に伝えなければならないことは、本人から伝えるように工夫した。

利用した生徒たちの問題行動が完全に改善されたわけではないが、自分の側に立って話を聴いてもらえる経験や、疎んじられていると思っている自分たちに先生が向き合ってくれているという経験をするという効果があった。

4. 相談室登校の事例 一チームで闘る工夫ー

3年生女子生徒2人。染髪・異装で登校し、教室に入れない。学校ルールに従わせようすると登校せず、徘徊するという生徒に学校は困っていた。生徒と学校のせめぎ合いの中で、時々相談室で話を聞く等の関わりができるて来たものの、効果的な方策は見つかなかった。そんな時、相談係から相談室登校をさせてみたらどうだろうかという提案があり、担任をはじめ関係教員で検討が重ねられ、相談室登校が認められた。受け入れにあたっては次のようなルールを提示した。

・本来相談室登校の生徒ではないが、教室で頑張れるようになるため、できる限りの応援をしてあげたい。目標を持って頑張って欲しいという目的の提示。

- ・染髪を直し、制服を着て来る。
- ・友だちを呼ばない。
- ・相談室では勉強をする。

関係教員の間では次のような共通認識を持った。

- ・総括的窓口は担任であり、生徒指導分野の指導は担任又は生徒指導係がする。
- ・ルールが守られるとは思っていないが、少しでも頑張れたらマル。
- ・目的は学校と切れないこと。先生が見捨てないで関わってくれたという経験を持たせたいとここにあ

る。

- ・テストケースとしての取り組みである。

結果は生徒にとっては自分たちの居場所が確保できたこと、いつも誰かが関わってくれるという経験や、受け入れてもらえる経験をしたことで学校に対するマイナスイメージが少しずつ変わって来たよう思う。約束・ルールが守れない時、何度も現実に直面させた。「守らされる」のではなく、「守らなければ仕方がない」という認識に多少は変っていったように思う。

教員の側から多くのメリットがあった。

- ・担任が全て引き受けなくてもいいというサポート体制で担任の気持ちが楽になった。
- ・生徒指導上のトラブルが少なくなり、教員のストレスが軽減された。
- ・トラブルの減少は時間的な余裕につながり、他の生徒に関われるようになった。

5. 考察

問題行動傾向を持つ生徒にSCがチームの一員として援助した事例について述べたが、こうした生徒にSCが関わっていく視点として以下が考えられる。

(1) SCが関わる構造（生徒指導チームとの一員としてのSCの位置付け）

問題傾向を持つ生徒にSCが関与する前提として、学校に生徒指導体制が確立し、チームとして構造化されていることが必要である。問題傾向を持つ生徒には、指導者側が一丸となって確固とした関り方をすることが何よりも求められるからである。そして、こうした指導体制による指導がある程度効果を上げてきたときに、より効果を上げる目的でSCがさらに関与すると、SCが有効に機能することができる。その場合に、SCはチームの一員となり、常にチームと十分な連携をとる必要がある。生徒指導チームとの連携なしにSCが問題傾向を持つ生徒に深く関わっていくと、SCは生徒に振り回され、教員集団からは孤立するという結果に陥りやすいからである。

(2) SCが関わることの意味

生徒指導チームは生徒を学校の枠に適応させようと努力する。SCはチームと連携しながら生徒の受容欲求を満たすという方向性を重視する。その場合にSC自身が生徒の受容欲求に応えるという側面と、生徒指導チームが生徒に対する受容性を高めるように働きかけていく側面がある。後者の働きかけとして、生徒の心理状態や問題行動の意味を指摘し、生徒理解を深めていく視点からアドバイスすること等がよく行われる。毅然とした生徒指導は時に硬直化し、生徒から厳しくしつけられるだけと拒否され、指導効果が低下する恐れがある。SCがチームの一員として加わることによって、こうした硬直化を防ぎ、柔軟で許容度の高い生徒指導を可能にするのである。

(3) ルールの明確化とその意義

生徒を相談室で受け入れていく上で、ルールを明確化し、それを守らせる働きかけが大変重要である。

ルールがないと生徒は自分勝手なやり方で相談室を利用し、SCを振り回すようになり、早晚相談室で生徒を受け入れられなくなる。生徒に対してSCのサービスを継続して提供するためにも、ルールは不可欠なのである。また、生徒が相談室のルールに従うことは、学校生活のルールを守ることにつながる。その結果、生徒は生徒指導チームや教員集団から認められ受容されるようになる。人から認められ受容されるという基本的欲求が認められることで、生徒の情緒は安定し、学校生活への適応が一層促進される。このように、相談室のルールを守らせることで、生徒と学校の間による循環を作り、生徒の適応を促進させるのである。

6. おわりに

SCが問題傾向を持つ生徒に限り、援助することは、学校が求めている問題行動の減少だけではなく、問題行動を起こしたことで挫折したり、自己否定せざるを得ない生徒の心の内面に働きかけていくことではないだろうか。問題行動を起こした当該性との否定につながっていくような生徒指導であってはならない。そのためにも、生徒指導にSCの視点を組み入れていくことが重要である。援助チームの一員としてSCが信頼され、よきパートナーになれるように、日々精進し技量を高めていきたいものである。